中央新幹線アセスの関係知事意見と環境大臣意見の概要（発生土に係るもの）

資料４－別紙３

資料４－別紙３

|  | 意　　見　　概　　要 |
| --- | --- |
| 発生抑制 | * 発生抑制を徹底（愛知）
* 発生量を抑える工法を採用し、その選定理由を示す（神奈川）
* 土地改変面積や発生土量の削減等の環境保全措置を実施（静岡）
* 施設規模等の見直しを含めた発生量の抑制及び場外搬出量の抑制を検討（大臣）
* 発生土の抑制の観点から、本事業に伴う土地の改変は必要最小限にする（大臣）
 | ○ |
| 一時保管 | * 仮置場における環境保全措置を検討（山梨）
* 保管場所等からの飛散流出防止のための措置を実施（愛知）
* 仮置場の管理方法について具体的に示す（東京）
 |
| 再利用 | * 再使用を徹底（愛知）
* 再利用等の方法や数量を明らかにしその具体的方策を示す（東京、静岡）
* 再利用を行う事業者への発生土に関する情報と分析結果の提供等の措置を実施（山梨、愛知）
 |
| 適正処分 | * 再使用できないものは適正に処理（愛知）
* 処分場所や車両走行ルートを含む、搬出・処理の計画を策定（岐阜）
* 発生土の処分方針、運搬方法を明らかに（神奈川）
* 具体的な残土処理計画を作成する（東京、静岡）
* 運搬について、必要に応じて飛散流出防止策を実施（大臣）
 |
| 調査、予測、評価、事後調査 | * 発生土の発生量の算出根拠を示す（東京）、発生量、再利用量等に分けて示す（山梨）
* 発生土の量、場外搬出量、リサイクル量及び処分量の事後調査を行い、その結果を公表（神奈川）
* 再利用等の方法や数量を明らかにしその具体的方策を示す（東京、静岡）
* 再利用・処分が見込まれる量を明らかにする（山梨）
 | ● |

　○：資料４「発生土に係る環境配慮の考え方」と同様の意見

●：既に技術指針に記載されている事項と同様の意見